

# NO HELMET NO RIDE

補助対象  
小学生以下  
&  
65歳以上

自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っています。命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

安全基準を  
満たした **自転車用  
ヘルメット購入  
2000円**  
補助します。



詳細はこちら

問合せ先 **鶴ヶ島市** 生活環境課 交通安全・防犯担当 ☎ 271・1111 (内 217)

## STEP 1 購入 7/1(土)以降に「販売協力店」で購入した商品が対象

**対象者** ■市内在住の小学生以下または65歳以上の方  
■対象者1人につき1個かつ1回限り

**購入場所** ■鶴ヶ島市自転車用ヘルメット販売協力店（裏面のとおりの店頭で購入してください（ネット購入は対象外）。

**対象商品** ■下記のいずれかの安全基準の承認を受けている税込み2,000円以上の商品

- ・SGマーク
- ・JCFマーク
- ・CEマーク
- ・GSマーク
- ・CPSCマーク

## STEP 2 申請 7/20(木) 9:00～ 申請受付開始

**申請者** ■自転車ヘルメットを着用する本人。対象者（ヘルメット着用者）が未成年の場合はその保護者

**申請方法** ①オンライン



申請はこちら

- ②窓口 生活環境課交通安全・防犯担当へ
- ③郵送 〒350-2292 鶴ヶ島市三ツ木16-1 鶴ヶ島市生活環境課交通安全・防犯担当

**申請期日** ■購入から3か月以内に申請のこと

**必要書類**

- ①補助金交付申請書  
市役所、各市民センター、若葉駅前出張所等で配布するほか、市HPからダウンロードも可
- ②領収書等の写し(購入日、購入店、購入金額、商品名が確認できるもの)
- ③安全基準が確認できるもの(保証書など)
- ④着用者の住所、氏名、生年月日を確認できるもの。着用者が未成年で、保護者が申請する場合は、着用者の確認書類に加え、保護者本人の確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、パスポートなど)
- ⑤振込先口座が分かる書類(通帳キャッシュカードの写しなど)

# 鶴ヶ島市自転車用ヘルメット販売協力店

番号	店舗名(50音順)	住所	電話(049)
1	大曽根輪業鶴ヶ島店	鶴ヶ丘866-1	286-3447
2	カインズ鶴ヶ島店	三ツ木新町1-1-13	286-6111
3	ガレージワテック	新町2-2-13	272-3900
4	サイクルベースあさひ鶴ヶ島若葉店	富士見1-8-10	279-1130
5	セカンド・サイクル	脚折1377-68	298-5133
6	関口モータース	脚折1952-1	285-2602
7	タカバタケサイクル	上広谷8-3	285-2169
8	サイクルセンターながみね	上広谷18-17	285-0761
9	BOUNCE	藤金805-53	227-9350
10	宮崎商会	上広谷367-1	285-4730
11	サイクルショップ ル・プラン	脚折町1-15-1-101	287-3921

## 自転車安全利用五則 (令和4年11月1日～)

### 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

#### ■ 車道が原則

自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

#### ■ 左側を通行

自転車は、道路の左側の端に寄って通行しなければなりません。

<例外として歩道を通行できる場合>

・道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされているとき

・13歳未満の子ども

・70歳以上の高齢者

・車道通行に支障がある身体障がい者

・車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

#### ■ 歩行者を優先

歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

### 2 交差点では信号と一時停止を守って、 安全確認

#### ■ 信号遵守

信号は必ず守ってください。「歩行者・自転車専用信号機」がある場合は、その信号にしたがってください。

#### ■ 交差点での一時停止・安全確認

一時停止の標識は必ず守ってください。また、狭い道から広い道に出るときは、必ず徐行して安全確認をしてください。

### 3 夜間はライト点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけてください。前方を照らすだけでなく、自分の存在を相手に早めに知ってもらうことが重要です。

### 4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

### 5 ヘルメットを着用

令和5年4月1日から全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメットの着用が努力義務化されています。